

広島県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十七年三月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市口和町竹地谷字中山五〇五四番三地从先から 庄原市口和町竹地谷字中山五〇五四番一地从先まで	新	旧	三九・八〇 五七・一〇	七二・五〇	拡幅
	旧	新	一二・七〇 一六・七〇	一一〇・四〇	
庄原市口和町竹地谷字柄松山五三〇七番八〇地先から 庄原市口和町竹地谷字柄松山五三〇七番八〇地先まで	新	旧	一六・二〇 五八・七〇	一一〇・四〇	拡幅
	旧	新	一〇・四〇 二三・〇〇	一三八・七〇	
庄原市口和町竹地谷字柄松山五三〇七番八〇地先から 庄原市口和町竹地谷字柄松山五三〇七番八〇地先まで	新	旧	一〇・四〇 三九・四〇	一三八・七〇	拡幅
	旧	新	一〇・四〇 三九・四〇		